

Securities News Digest

この Securities News Digest は、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

〔一九九六年七月三日号〕

議会関係

上院、ミューチュアルファンド及び証券業界に対する州・連邦規制当局の権限の重複を除去する証券法改革法案を可決。既の下院では上院の同法案に相当する法案が可決されており、今後は両院による両法案を統合しホワイトハウスに送付するための作業が行われる。上下両院ではクリントン大統領が議案に拒否権を発動した場合にも、拒否権を覆すのに必要な三分の二以上の支持を得ているため、法案

は年内にはほぼ確実に成立する見通し。

SEC関係

SEC、ミューチュアルファンド会社がファンド販売会社に支払う販売費用に関する調査を強化している模様。現在、SECはチャールズ・シュワブの「ワンソース」に参加するファンド会社から情報を収集中で、焦点は「ワンソース」を通じて販売されるファンドの販売費用として同社に支払われる費用のうち、純粋にファンド会社が負担する部分とファンドの投資家が間接的に負担する部分との決定方法。さらにSECは四〇一(k)退職プランの提供者に支払われる手数料に関する関心を持っている模様。関係者によると、SECの調査は今後ジャック・ホワイトやフィデリティ・インベストメンツなどのディスクアウント・ブローカーに拡大する見込みで、業界では、現在「二〇〇%ノード」あるいは手数料なしと宣伝している多くのファンドの販売費用を「手数料」と表示することを義務付けられることを懸

念。

自主規制機関・取引所関係等

NASD、新理事会の初代委員長にタリー・メリルリンチ会長兼CEOを選出、任期は一九九七年四月まで。新理事会はナスダック・ストック・マーケット及びNASDレギュレーションのふたつの子会社の業務を監督し、証券業界に影響を及ぼす広範な公的政策に携わることが使命。NASDは今年年初に機構改革の一環として理事会メンバーの構成を従来の二四人体制から一〇人体制へと変更していた。

証券業界関係

今年上半期の米国預託証券(ADR)の売買代金が前年同期比三六%増の一、七九〇億ドルに、売買株数が同一七%増の五八億株に達した模様。また、この六ヶ月間に新たに登録した企業数は四〇カ国一一六企業に拡大。これらの背景には、米国投資家の国際的な資産分散のニーズの強まりがあ

ると見られている。

ミューチュアルファンド・年金等関係

ミューチュアルファンド・運用会社の買収相次ぐ。

- (1) モルガンスタンレー、ミューチュアルファンド業界で第一八位の運用資産五七三億ドルを誇るバン・カンペン／アメリカンキャピタルを総額一一億七、五〇〇万ドルで買収することで合意。
 - (2) ミューチュアルファンド業界第五位のフランクリン・リソーシズ、著名なファンドマネージャーであるマイケル・プライス氏率いるミューチュアルファンド運用会社・ハイネセキュリテーズを約八億ドルで買収することで合意。
 - (3) メリルリンチ、ロスアンゼルスを本拠地とする機関投資家向けの運用業務を行っているホチキス&ウィリーを総額二億ドルで買収することで合意。
- このような買収が続く背景には、運用資産が一、

〇〇億ドル以上なければ、ニッチプレイヤーとして生き残っていくしかないといったミューチュアルファンド業界の戦略やフィーベースの安定した収入源を得たいという証券会社の欲求がある一方、現在が循環サイクルのピークであると判断する売却する側の思惑も指摘されている。

ICIが発表した五月のミューチュアルファンドへの純資金流入額確定値によると、株式ファンドへの資金流入額は事前予想を上回る二五二億ドルに達し、今年一月の二九〇億ドル、同四月の二六一億ドルに次ぐ過去三番目の高水準を記録。うち、米国株式ファンドへは二一一億ドルが流入し、今年一月の二〇九億ドルを上回り過去最高を更新。しかし、六月以降投資家に警戒感が広がっていることから各ファンド会社で資金流入ペースは大幅に鈍化しており、六月の流入額はマサチューセツ・ファイナンシャル・サービシズ社で五月比二〇%、ヴァンガード・グループでは二五%、フィデリティ・インベストメンツでは五〇%い

ずれも減少。

インターナショナル

カナダ、複数の州の強い反対にもかかわらず、カナダ版のSECの創設を決定。先進国の中で唯一全国規模の証券管理委員会を持たなかったカナダだが、これにより州ごとの管理・監督体制から全国一律の体制になり、コスト削減が進むと見られている。

その他

コンサルタント会社の調べによると、ウォールストリートの重役陣の報酬に占める株式オプションなど株式に関連した支払の割合が四〇%を超えてきていることが判明。業績が好調なときには膨らみがちな報酬をこのように株価と連動させることが浸透したため、ウォールストリートの重役陣の自社株保有の割合は他の大企業の平均の〇・四五%に比べ高く、一・二%まで達している。

F A F (Financial Accounting Foundation: 財務会計財団、F A S Bの監督組織)、F A S Bに対する企業の影響力の増大を懸念するレビットSEC委員長とのあいだで、F A S Bのボードメンバー全一六人のうち民間人を現在のひとりから半数に増加することで合意。F A Fの主要構成団体であるA I C P A (米国公認会計士協会)、及びF E I (Financial Executive Institute: 金融エグゼクティブ協会) は同合意に賛意を表明。

Talk of the Town

ハウォールストリートはドール氏がお好き? Vクリントン現大統領が当選して以来、ダウ平均は歴代の大統領任期の上昇率のトップである七五%の上昇を記録しているにもかかわらず、ウォールストリートの関係者の間では共和党候補のドール氏に対する親近感が強い。もともと共和党はビジネス志向が強く、民主党は大きい政府の標榜しがちと思われていることがその原因と見られている。しかし、就任以来、クリントン政権は政府機

関の縮小や外国市場の開放などの親ビジネス的な政策をとってきており、実際にはクリントン、ドール両氏の経済・財政政策は大きな違いなく、どちらが当選しても、共和党が議会、少なくとも上院の過半数を占めている限り、株式市場には大きな影響はないとする向きも多い。

〔一九九六年七月一九日号〕

SEC関係

SEC、ミューチュアルファンドの目論見書に投資リスクをグラフ化しS & P 500のような広範な市場インデックスと比較した資料を掲載することを義務付ける提案を今秋に行う方針。パーバッシュSEC投資管理局長によると、その他に、目論見書の冒頭に「リスクボックス」と呼ばれるファンドのリスク・プロファイル情報を掲載することを義務付ける提案や、ファンドの販売時に「簡易目論見書」の利用を正式に認める提案が盛り込まれることが確実。一方ファンド業界では、短期

間のパフォーマンス比較は長期投資家には相応しくないとする向きが大勢。

取引所・自主規制機関等関係

N A S D、個人投資家の利益を促進するための新部門「個人投資家サービス局」を設置。同部門では、投資家からの苦情や証券会社に対する懲罰措置の傾向分析のほか、米国投資家協会(A A I I)などと協力し、投資家向け教材の開発やセミナーの開催を実施する計画。

ミューチュアルファンド・年金等関係

I C I が発表した六月の株式ミューチュアルファンドへの純資金流入額推計値によると、同月の純資金流入額は約一五五億ドルと五月まで五カ月間続いた二〇〇億ドル台の水準から鈍化。しかし、前月までの大幅流入により六月までの半年間の流入額合計は一九九三年に記録した年間過去最高の一二九六億ドルを上回り一三八五億ドルに達した。六月の流入ペースが鈍化したことの影響に

は、ダウ工業指数が五六〇〇ドルを突破した二月中旬以来株価が膠着状態にあり、株式に対する投資家の警戒感が強まっていることが挙げられる。

その他

S & Pの調査によると、九六年の上半期に増配した企業数は前年同期比一七%増加し、過去最高の一一五四社に達した。同時期に減配した企業数も六四社と過去最低を記録。S & Pでは九六年全体では増配企業は八一年の二二六〇社に迫る二二〇〇社に達するものと予想。

今年第2四半期に一八六〇億ドルの史上最高額を計上したIPOは、最近の株価の乱高下を受けて、値決めの下限で公開価格が決まったり、公開を延期したりする銘柄が続出。また、公開後も公開値を下回る銘柄が増えているため、IPOの活動が再び軌道に乗るには時間がかかるとの見方が強くなってきている。しかし一五二〇億ドルもの公開準備金が控えていることもあるうえ、それら

の企業の質が下がってないことやミューチュアルファンドの資金の潤沢さを指摘し、今年一年を通してみれば、九三年に記録した三四〇〇億ドルを超える新規公開があると予測する向きも多い。

連邦政府、債券格付け機関に対し債券発行体からの依頼に基づかない格付けについてはその旨を明示するよう義務付けることを検討中。これは、格付け業務を獲得するためにムーディーズ社が発行体に対し、同社を採用しなければ低格付けを行うと圧力をかけたとされる件等に対する司法省及びSECによる五カ月間に及ぶ調査の最も重大な結果となるもので、とりわけ、発行体からの依頼を受けない格付けが多いムーディーズ社にとっては影響が大きいと見られる。

司法省、Nasdaq市場でのマーケット・メーカーの価格談合疑惑に関し証券会社二四社との間で和解成立。和解案は今後連邦裁判所による認可を受けることになるが、証券会社に対しNasdaq市場

での違法な価格設定を禁止するとともに、ディーラー・スプレットを縮小した他のディーラーに対し嫌がらせや圧力をかけることをも禁止している。同和解案では、証券会社は価格談合に関する罪状認否は行わず、同市場での自社の取引の監視強化、とりわけ証券会社に自社トレーダーの会話を録音することを義務付けられているほか、社内に反トラスト法コンプライアンス責任者を置き、四半期毎に司法省にコンプライアンスを保証するための報告書を提出することが義務付けられている。